長農振第75号 令和6年5月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

| 市町村名 | | 長浜市 |
|-----------------|---------|--------------------------|
| (市町村コード) | (25203) | |
| 地域名 | | びわ北部地域東部地区 |
| (地域内農業集落名) | | (小観音寺町、稲葉町、弓削町、十九町、上八木町) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | | 令和6年4月24日 |
| 励哉の相未を取り | :とめバモガロ | (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・中心経営体が集落の区域を超えて耕作する当該地域は、17名の担い手が水稲を中心とした作付を行い、転作では麦、野菜の作付もみられる。今後の課題としては、担い手から離農者が出る場合の農地を、担い手が引き受ける際、有効的な利用調整が行われることが重要になってくると思われる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も、水稲や麦・大豆・野菜等の二毛作を中心とした作付を行い、規模拡大や機械の更新により生産性を向上させるとともに、生産費のコストダウンを図り、複合化や高付加価値化を模索する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| ٠. | | | |
|----|------------|---------------------------------|---------|
| | 区域内の農用地等面積 | | 81.3 ha |
| | 5 | ち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 81.3 ha |
| | (| うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

| 3 | 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 |
|---|--|
| | (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| | 担い手を中心とした集積、集約化を関係機関・団体とともに連携し、進める。 |
| | |
| | |
| | (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| | |
| | |
| | |
| | (3)基盤整備事業への取組方針 |
| | 改良等の必要な整備があれば計画を進める。 |
| | |
| | |
| | (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| | 世い手は十分に確保されている。 |
| | |
| | |
| | (5) 曲番切目組入笠の曲番士揺共、じっ声番老笠。の曲佐巻系訂の江田士科 |
| | (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 今のところ予定なし。 |
| | 「デのところア走なし。 |
| | |
| | |
| | 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) |
| | □ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等 |
| | □ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他 |
| | 【選択した上記の取組方針】 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |